

## 安来市人材育成支援システム導入事業審査要領

### 1. 目的

この要領は、安来市人材育成支援システム導入事業プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、公募型プロポーザル方式により「安来市人材育成支援システム導入事業」における受託候補者を特定するため、必要な審査方法及び審査基準を定めるものである。

### 2. 審査の実施

審査は、選定委員会が行う。

### 3. 審査の対象事業者

審査の対象事業者は、次の（１）から（４）までに掲げる条件を全て満たし、一つでも満たさない場合は、審査の対象業者に該当しないものとする。

- （１）安来市人材育成支援システム導入事業募集要項に基づく参加資格を有すること。
- （２）提出書類が所定の形式に適合していること。
- （３）期限までに提出すること。
- （４）提出書類に虚偽の記載がないこと。

### 4. 審査の項目・配点

項目及び配点は、以下の表のとおりとする。

審査項目	配点
（１）システム機能要件表による審査	100点
（２）公務員の人事評価制度への理解度	10点
（３）操作、デザイン性	10点
（４）セキュリティ及びデータの取扱い	15点
（５）導入に向けた対応	15点
（６）保守・運用	10点
（７）独自提案 等	15点
（８）導入経費	10点
（９）ランニング経費	15点
合計	200点

### 5. 受託候補者の選定

#### （１）選定方法

選定委員会は、前記４の合計点で最高得点を挙げた事業者を、安来市人材育成支援システム導入事業の受託候補者として選定する。同得点の場合は、構築経費に令和７年度以降の必要経費（５年分）を加えた額の低い方を上位とし、それも同額の場合はくじ引きとする。

なお、提案者が1社のみの場合であっても提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。  
(2) 辞退等による繰上げ

上位の事業者が辞退し、又は失格となったときは、次点の事業者の順位を繰上げるものとする。

## 6. 審査方法

### (1) システム機能要件表による評価

応募事業者から提出されたシステム機能要件表は、次の「算出方法」に定めるところにより事務局が審査点を計算し、選定委員に提出する。

選定委員は、各事業者の審査点を確認し、システム機能要件表に基づく評価点として承認する。代替案により実現可能とした場合は、その代替案を必ず明記するものとする。ただし、記載があっても、代替機能とならないと選定委員会が判断する場合がある。

表1 人材育成支援システム機能区分の配点表

機能項目	表示	配点
標準対応	○	10
カスタマイズ対応	△	8
代替案で対応	□	4
対応できない	×	0

満点	配点
830点	100点

#### <算出方法>

- ア システム機能要件表に対して、上記「表1」の配点に基づき各項目の点数を算出する。
- イ 前記アで算出した点数を満点（機能要件表の条件数×10点）で割り、得点取得割合を算出する（小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを算出）。
- ウ 前記イで算出した得点取得割合に配点を掛けて得た得点をシステム機能要件表の評価点とする。（小数点以下が生じる場合は、第1位を四捨五入して算入）。

#### [例] 得点算出方法

- ア 表1に基づく得点が 700点の場合
- イ 得点取得割合は、 $700 \div 830 = 0.8433$   
小数点以下第4位を四捨五入→0.843
- ウ 機能要件回答書の評価点は、 $100 \times 0.843 = 84.3 \rightarrow 84$ 点

### (2) 企画提案、業務遂行能力等による評価

- ア 各選定委員は、プレゼンテーション及びヒアリングが終了した後、審査を行う。